

令和4年度事業報告

令和4年度は、前年に引き続き、新型コロナ感染症への対処が必要な中、細心の警戒と対策を執りながら、交通安全山口県対策協議会が年間運動として掲げる「おもてなし交通安全県民運動」、「スピードダウン県民運動」、並びに「反射材・ハイビーム活用促進県民運動」等が展開され、当協議会もこれらの運動に積極的に参加し、安全運転管理者等の資質の向上、選任事業所従業員等の交通安全意識の高揚及び交通事故防止に努めた。

1 自動車の安全運転管理に関する研修会、講習会等の開催

- (1) 安全運転管理者としての必要な知識と高度な技術を習得させ、地域における指導員を育成するため、安全運転中央研修所の「安全運転管理者課程（4日間）」に6人を入所させ、研修費等を助成した。
- (2) 安全運転管理者選任事業所従業員を対象に、交通安全意識の啓発と安全運転技能の向上を図るため、山口県総合交通センター内の交通安全学習館及び雨天制動体験コース等における体験学習を推奨し、416人分の必要経費を助成した。
- (3) 安全運転管理者選任事業所事業主の安全運転管理に対する理解、並びに事業主間における連携を深めるため、事業主会（オーナー会）の開催に努めたが、コロナ禍の影響が根強く、集合方式で開催に至った協議会はなかった。
次年度も継続して本施策の促進に努める。
- (4) 警察本部交通企画課及びJAF山口支部との共催で、6月と9月に県下の事業所から計23人参加のもと、交通安全学習館において「クリーンセーフティ山口2022」を開催し、総合交通センターの自動車コースを活用した実車体験等を通じて、エコドライブの意義、効果等を認識させ、エコドライブの普及・促進に努めた。また、2月には県警及びあいおいニッセイ同和損保と共に、「やまぐちセーフティードライブコンテスト」を開催し、県央部3協議会管下の63チーム253人が参加した。

2 自動車の安全運転管理に関する調査・研究及び情報の収集・提供

- (1) 安全運転管理者選任事業所の管理体制、活動実態等安全運転管理の調査・分析を行い、安全運転管理の効率化等に努めた。

(2) 安全運転管理業務を効果的に推進するための図書、研究教材として「人と車」を配布したほか、法定講習の機会を利用して安全運転管理及び交通事故防止に役立つDVDの紹介を行うなど、教育用教材の積極的な貸出しに努めた。

3 優良安全運転管理者等の表彰

個人（安全運転管理者等）及び団体（各協議会）に対する功労を称え、安全運転管理者の意識の高揚と効果的な管理業務の推進に寄与するとともに、なお一層の活動の活性化を図るため、

- 優良安全運転管理者 60人
- 優良安全運転管理者協議会
 - 警察本部長・県会長連名 6協議会
 - 交通部長・県会長連名 1協議会
- 全国優良安全運転管理者協議会 1協議会

の表彰を行った。

4 交通安全思想の普及・啓発並びに交通事故防止に関する施策への協力

【会費事業】

- (1) 交通安全山口県対策協議会が年間運動として掲げる「おもてなし交通安全県民運動」等を継続実施して交通事故防止に積極的に取り組んだほか、事業所における交通安全意識の普及・啓発を図るため、冊子等の配布支援や義務化に備えたアルコール検知器の普及助成等も推進した。
- (2) 「安全運転管理モデル事業所推進要領」に基づき、各協議会長及び所轄警察署長から新たにモデル事業所の指定を受けた24事業所に対して、モデル事業所看板の交付を行った。
- (3) 安全運転管理に係る各種情報、月間活動目標、各協議会の活動状況等を掲載した機関紙「安全運転管理者会報」（隔月発行）を会員事業所に送付し、良好な安全運転管理と交通安全思想の普及・啓発を図るとともに、交通事故等に関する情報を発信した。

【公益事業】

交通安全山口県対策協議会が定めた交通安全活動重点の推進に努め、春・秋の全国交通安全運動をはじめ、交通安全思想の普及・啓発や広報活動を推進するとともに、これらの活動に対する支援・助成活動を行った。

(1) 無事故・無違反コンテスト協賛金（県交対協）	50,000 円
(2) 県警察が行う春・秋の全国交通安全運動に伴う広報活動等助成	40,000 円
(3) 「交通安全年間スローガン」の作成（県交通安全協会と合同）	30,000 円
(4) 山口県交通指導員等連絡協議会に対する助成	20,000 円
(5) 全国交通安全運動等期間中におけるラジオスポット放送	440,000 円
(6) 各協議会が行う交通安全広報活動等に対する助成	380,000 円
(7) 「命のメッセージ展」開催に伴う協賛金	20,000 円
(8) 山口県暴力追放運動推進センター活動助成	20,000 円

5 山口県委託に係る安全運転管理者等に対する講習の実施

安全運転管理者（副管理者を含む）に対し、交通事故の実態や安全運転管理に必要な知識・技能を習得させるとともに、安全運転管理業務のあり方等について指導し、より効果的・効率的な安全運転管理業務を遂行させるため、山口県の委託に基づき道路交通法に定められた安全運転管理者等講習を県下23会場で34回実施、さらに追加講習4回を実施して当初の目標であった県内全ての安全運転管理者（副管理者を含む）の受講を完了した（受講率100パーセント達成）。

【事業報告の附属明細書】

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。

令和5年4月

一般社団法人山口県安全運転管理者協議会